

職員の処分について

1 「職員の在宅勤務中の職務専念義務違反」に係る処分

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 処分を受けた職員 | 中央区役所地域振興課主幹（再任用・61歳） |
| 事案の概要 | 当該職員は、令和3年6月16日（水）から令和4年3月18日（金）にかけて行った22日間の在宅勤務において、休暇の申請をすることなく勤務時間中に買い物に出かけるなど、合計約50時間にわたり職務を怠ったもの。 また、事情聴取を行うたびに新たな事実が判明するなど、誠実さを欠く対応があった。 |
| 処分の内容 | 減給6か月（給料月額額の10分の1） |
| 処分年月日 | 令和4年5月10日 |

上記事案の管理監督責任に伴う処分

| 項目 | 内容 | |
|---------------------|-------------|----|
| 処分を受けた職員 及び処分の内容 | 中央区役所地域振興課長 | 戒告 |
| 処分年月日 | 令和4年5月10日 | |

2 「職員の欠勤」に係る処分

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 処分を受けた職員 | 都市建設局土木部南土木事務所主事（37歳） |
| 事案の概要 | 当該職員は、上司等からの度重なる注意・指導にもかかわらず、3年の休職期間満了により職務に復帰後、年次休暇を全て消化し、令和3年10月25日（月）から令和4年3月18日（金）までの間、合計10回、7日と4時間15分の欠勤を繰り返した。 また、上司等からの指示に反して、医療機関を受診せず、傷病休暇の取得に必要な診断書を提出しないなど、適正な手続を行わず欠勤した。 |
| 処分の内容 | 減給2か月（給料月額額の10分の1） |
| 処分年月日 | 令和4年5月10日 |